



復帰者教育支援体制

※当院看護部に所属している看護職員で、産前・産後休暇、育児休業、病気休暇、自己啓発休業等から復帰した者に対し、以下の内容で教育支援する。

	復帰前	復帰当日	復帰後～1ヶ月 (月～ 月)	復帰後 1ヶ月～3ヶ月 (月～ 月)	復帰後 3ヶ月～6ヶ月 (月～ 月)
看護部管理室	①賠償責任保険加入の確認 ②復帰者オリエンテーション用紙を、復帰する部署への配布	①看護部管理室挨拶 ②賠償責任保険の加入の再確認	①所属部署と看護実践支援室(教育担当)との連携		
看護実践支援室		(教育担当) ①復帰者への教育支援について・支援の目的と内容 ②学研eラーニングの説明 ③採血、静脈注射の技術演習 ④看護方式(PNS)の説明(DVD視聴) ⑤ポートフォリオについて説明し、ファイルを渡す(持っていない場合) (医療情報担当) 医療情報について再確認 ①電子カルテ操作(パスワード設定を含む) ②看護勤務管理システム ③情報セキュリティ ④医学部ポータルサイト	①部署の看護師長と本人との希望を確認し、復帰1ヶ月目頃の近況についての面談	①復帰後1ヶ月頃に実施した看護実践支援室と面談内容で、困っている点や看護技術面について、部署との連携	
所属部署		<復帰前と同じ部署へ復帰> ①年間パートナーの紹介	②看護業務の支援		
		<復帰前と異なる部署へ復帰> ①年間パートナーの紹介 ②病棟オリエンテーション	①看護業務への支援 ※具体的内容は、個々の状況に応じて調整する ・看護記録の取り決め、記載方法 ・看護技術(院内の取り決め等) ・部署特有の検査や処置(病棟内の取り決め等) ・医療機器の取り扱い(輸液ポンプ・シリンジポンプ・人工呼吸器・各部署で使用する医療機器等)		